

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人さくら瑞穂会 特別養護老人ホーム志木瑞穂の森	埼玉県志木市中宗岡三丁目 十六番五十三号